

## 中国新法令速報(2021年7月号)

2021 年 6 月には、外商投資企業の生産経営に比較的大きな影響を及ぼしうる新たな規定が 発布された。具体的に次のとおり紹介する。

規定の名称	知的財産権侵害訴訟において被告が原告の権利濫用を理由として合理的な支出の賠償を請 求する問題に関する回答
発布機関	最高人民法院
発布日	2021年6月3日
内容の紹介	当該司法解釈は次のように定めている。知的財産権侵害訴訟において、原告の訴訟提起が 法律に定められた権利濫用による被告の適法な権益の損害を構成することについて被告が これを証明する証拠を提出し、当該訴訟により被告の支払った合理的な弁護士費用、交通費、 食事・宿泊費等の支出を賠償するよう法により原告に請求した場合、人民法院は法により支 持する。被告は、別途訴訟を提起して、上記の合理的な支出を賠償するよう原告に請求する こともできる。 当該司法解釈は発布日から施行される。

規定の名称	中華人民共和国データセキュリティ法
発布機関	全国人民代表大会常務委員会
発布日	2021年6月10日
内容の紹介	《データセキュリティ法》は、中国が《ファイバーセキュリティ法》に続き、データセキュリティの分野で発布したもう一つの基礎的な法律であり、下記の10の中核的内容が注目に値する。 1.域外適用性 《データセキュリティ法》第2条は、中国国外で行われたデータ処理活動について、中国の国家安全、公共利益又は公民若しくは組織の適法な権益を損なった場合、法により法的責任を追及することを示している。 2.データセキュリティの職責の明確化 《データセキュリティ法》は、各業種の監督管理機関、国家安全機関及び国家ネット情報部門が各自の職責範囲内でデータセキュリティの監督管理に係る職責を担い、ネットワークデータセキュリティと関連する監督管理業務を統一的に計画・調整することを明確に示している。 3.データ開発と利用の奨励 《データセキュリティ法》第13条から17条に基づくと、中国は、データの開発と利



用を提唱し、公共サービスのスマート化のレベルを引き上げ、高齢者と障害者のニーズを十分に考慮し、技術普及とビジネスイノベーションを奨励している。

## 4.データセキュリティ検査評価業務の実施

中国は、データセキュリティ検査評価、認証等の専門機関がサービス活動を法により 実施することを支持する。集中的かつ統一的、高効率かつ権威あるデータセキュリティのリスク評価、報告、情報共有及びモニタリング・早期警戒のメカニズムを構築し、かつ、国家安全に影響を及ぼす又はその可能性があるデータ処理活動に対して国家安全審査を行う。

5.データセキュリティ緊急処置メカニズムの構築

《データセキュリティ法》第23条に基づくと、データセキュリティインシデントが発生した場合、関係主管部門は、法により緊急時対応策を発動し、相応の緊急処置措置を講じ、危害の拡大を防止し、安全上の潜在的危険を解消し、かつ公衆と関係する警告情報を遅滞なく社会に対し発表しなければならない。

6.データ取引の管理秩序の健全化及び維持保護

《データセキュリティ法》第19条は、中国がデータ取引管理制度を構築・健全化し、データ取引行為を規範化し、データ取引市場を育成することを示している。今後、中国ではより多くのデータ取引に関連する管理要求が続々と発布され、データ取引市場の秩序が規範化されることが予測される。

7.データ分類分級保護制度の構築

《データセキュリティ法》第21条に基づくと、中国は、データ分類分級保護制度を構築し、経済社会の発展におけるデータの重要性といったん改ざんされ、破壊され又は不法に取得された場合に国家安全、公共利益又は公民の適法な権益に及ぼす危害程度に基づき、データについて分類分級保護を実行し、かつ重要データ目録を制定する。 国家安全又は国民経済の命脈、重要な民生、重大な公共利益等にかかわる中核的データについては、より厳格な管理制度が実行される。

8.データ輸出規制と制裁対抗措置の実施

《データセキュリティ法》第25条及び第26条に基づくと、中国は、規制品目に属するデータについて輸出規制を実施し、いかなる国又は地域に対しても、データ及びデータ開発に関する投資、貿易等の方面で中国に対し差別的な禁止、制限その他類似する措置を講じた場合には、実際の状況に応じて対等の措置を講じる。

9.企業に対するデータセキュリティ保護の義務履行要求

企業は、データ処理活動を実施する場合には、法律の規定によりデータセキュリティ 管理制度を健全化し、データセキュリティの教育・研修を実施し、必要なデータセキュリティ保障技術措置を講じ、データリスクのモニタリング及び評価を強化し、遅滞なくデータセキュリティインシデントについて対応及び報告し、データを適法かつ正



当に収集及び使用しなければならず、必要な限度を超えてはならず、ファイバーセキュリティの等級保護制度を基礎としてデータセキュリティ保護義務等を履行しなければならない。

## 10.過酷な法的責任の設定

《データセキュリティ法》は、違法の状況によって違法責任を細分化している。このうち最も重大な情状については、関係主管部門が200万元以上1000万元以下の罰金を科し、かつ状況に基づき関連業務の一時停止、営業停止・整頓、関連する業務許可証の取消し又は営業許可証の取消しを命じる。犯罪を構成する場合には法により刑事責任を追及する。

規定の名称	中華人民共和国反外国制裁法
発布機関	全国人民代表大会常務委員会
発布日	2021年6月10日
内容の紹介	<ol> <li>《反外国制裁法》の立法目的は、中国に対する外国の様々な一方的制裁に対抗し、反撃し及び反対するだけではなく、一定の状況下で中国が必要な対抗措置を自発的に講じるための法律根拠を提供することである。</li> <li>《反外国制裁法》に基づき、中国又は中国の公民若しくは組織に対する差別的な制裁措置の制定、決定又は実施に直接的又は間接的に参与した個人(その親族、及び当該個人が支配し又は高級管理職を担任する企業を含む)又は組織(その実質的支配者及び高級管理職並びにその支配する組織を含む)は、報復リストに組み入れられる可能性がある。</li> <li>報復リストに組み入れられた主体に対し、中国は、次のような報復措置を講じることができる。1)ビザを与えない、入国を許可しない、ビザを取り消す、又は国外追放する。2)中国国内の動産、不動産その他の各種財産を封印し、差し押さえ、又は凍結する。3)中国国内の組織及び個人が当該主体と関係する取引、提携等の活動を行うことを禁止又は制限する。4)その他の必要な措置</li> <li>《反外国制裁法》にはまだ明らかにされていないところがある。企業は、引き続き反制裁の分野における立法と法執行の動向を注視し、各種の報復リスト、規制リスト並びに関連する行政命令及び措置の発表・発布状況についてしっかりと注視しなければならない。</li> </ol>

規定の名称	中華人民共和国税関行政処罰事件処理手順規定
発布機関	税関総署
発布日	2021年6月16日



内容の紹介	今回の改正のハイライトは下記のとおりである。
	一、法執行主体の資格の適法性が明らかにされた。税関が行政処罰をする場合には、行政法
	執行資格を有する税関の法執行人員が実施しなければならず、法執行人員は2人を下回っ
	てはならない。法執行法執行人員は調査又は検査を行う際に自主的に当事者又は関係者に
	対し法執行証書を提示しなければならず、しからざる場合、当事者又は関係者は調査又は
	検査を受けることを拒絶する権利を有する。
	二、不法な証拠を排除することが明らかにされた。暴力、強迫、誘引、欺罔その他の不法な
	手段により取得した証拠は、事件の事実認定の根拠とすることができない。
	三、税関の差押えに係る手順が完全化された。税関は、差押えを実施する場合には、必ず税
	関の責任者に対し報告し、かつ承認を経なければならず、2名以上の法執行人員が実施し、
	その場で救済手段を告知し、当事者の陳述と弁明を聞き取り、かつ現場調書を作成しなけ
	ればならない。

規定の名称	人民法院オンライン訴訟規則
発布機関	最高人民法院
発布日	2021 年 6 月 16 日
内容の紹介	2021年6月16日  《規則》は、訴えの立案から判決言渡し・執行等までの主な訴訟段階におけるオンライン 手順規則を定め、各訴訟主体がオンライン訴訟に参加するための明確な手順ガイドラインを 提供している。当該規則の主なハイライトは下記のとおりである。  一、オンライン訴訟の適用範囲が明らかにされた。オンライン訴訟は、各種の民事、行政、 特別手続及び執行事件に適用される。また、刑事即決裁判手順、減軽仮釈放事件等についても、一部の段階でオンライン訴訟を適用することができる。  二、電子化資料の効力と審査規則が明らかにされた。オンライン訴訟における電子化資料を 「原本とみなす」こととし、法院の審査を経て合格した電子化資料は、直接に訴訟において使用することができ、原本を改めて提出する必要がない。  三、ブロックチェーンにより保存された証拠の効力と審査基準が確定された。ブロックチェーン技術の特徴に基づき、ブロックチェーンの保存データについてアップリンク後に改竄されていないと推定される効力を有することが確認され、かつ、アップリンク後のデータの真実性とアップリンク前のデータの真実性との審査認定規則がそれぞれ明らかにされ
	た。

規定の名称	文化市場総合行政法執行事項指導目録(2021 年版)
発布機関	文化及び観光部



発布日	2021年6月25日
内容の紹介	文化市場の総合行政法執行を統一的に実行し、かつ文化市場の総合行政法執行の職権を明
	らかにするため、文化及び観光部は《指導目録》を制定し、かつ発布した。
	《指導目録》は、主に、文化市場の法執行分野において法律及び行政法規により設定され
	る行政処罰及び行政強制事項並びに部門規則により設定される警告及び罰金に係る行政処
	罰事項を整理しており、かつ、動態的調整を行うこととしている。各省は、法律、行政法規
	及び部門規則の制定・改正・廃止・解釈、地方立法等の状況に基づき、補充、細分化及び完
	全化をすることができる。
	《指導目録》は、主に、文化市場の総合行政法執行における事項の名称、職権の類型(行
	政処罰/行政強制)、実施根拠及び実施主体を定めており、文化、文物、出版、著作権、映
	画、ラジオ・テレビ、観光市場等の分野がカバーされ、合計 156 項目となっている。

以上

**免責文言:** 本ニュースレターは情報提供目的で作成されており、何ら法的助言を構成するものではありません。また、本ニュースレターは発行日(作成日)時点の情報に基づいており、その時点より後の情報は反映されていないことにご留意ください。

文責: 水野海峰、厳海忠、仇海珍